

7 生流第 5 8 2 号

令和 7 年 5 月 1 9 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 石破 茂 様

福島県知事 内堀 雅雄

福島県伊達市において産出されたわさび（畑において栽培されたものに限る。）
の管理計画の見直しについて（申請）

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部）
に基づき作成した福島県伊達市において産出されたわさび（畑において栽培されたもの
に限る。）の管理計画を見直したので提出します。

主な変更点

- 1 県の定める管理計画に基づき管理される畑わさびのうち、これまで出荷していた「花わさび」及び「葉わさび」に加え、「根わさび」も出荷対象とする。
- 2 「根わさび」の出荷管理の対象は、加工業者とする。

変更の理由

- 1 畑わさびが出荷制限となって以降、当該地域の「根わさび」の取扱いを停止していた加工業者より、「根わさび」の取扱いを再開したいとの申し出があったことから、これまで廃棄していた「根わさび」の出荷ができるように出荷団体より県へ要請があった。
そのため、出荷制限解除に係る検査計画に基づき、管理計画に則して栽培管理されている伊達市の畑わさびのほ場のうち「根わさび」の出荷が見込まれるほ場6箇所を選定して緊急時モニタリング検査を実施した結果、全ての検体が基準値を下回ったことから、「根わさび」も出荷対象とする。
- 2 「根わさび」の取扱いは加工業者に限定されることから、出荷管理の対象に加工業者を加える。

(別紙)

1 出荷制限を解除する範囲

国から出荷を差し控えるよう指示（平成 24 年 4 月 16 日出荷制限指示）を受けている福島県伊達市で生産されるわさび（畑において栽培されたものに限る。以下「畑わさび」という。）のうち、県の定める管理計画に基づき管理される畑わさび

2 出荷用の畑わさびを栽培するほ場の条件

出荷用の畑わさびを栽培するほ場（以下「出荷用ほ場」という。）は、以下の条件を全て満たしたほ場とする。

なお、出荷用ほ場は、「畑わさび出荷用ほ場確認シート（別添 1 参照。以下「確認シート」という。）」を用いて条件を全て満たしているかを確認する。

また、ほ場を確認した結果、出荷用ほ場とされたほ場は、「畑わさび出荷用ほ場リスト（別添 2 参照。以下「ほ場リスト」という。）」により、リスト化する。

- (1) 他の畑、水田又は農道が隣接しており、耕作地が連続している。
- (2) 畑わさびが栽培されている範囲が、明確に区別できる。
- (3) 生産者が、播種又は植栽した種苗をもとに畑わさびを生産し、栽培指針等に基づき適切な栽培管理（有機物資材の投入又はカリ肥料の施肥含む。）を行い、栽培管理状況を記録していること。
- (4) 周辺の樹木の葉から落下する水滴が、畑わさびに直接付着するおそれがないこと。
- (5) 果樹園地内では、樹体洗浄等除染作業が完了していること。

3 解除申請までの検査

県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 29 年 3 月 24 日付け原子力災害対策本部公表）の別添 1（野菜類・果実類等）の 2 の(3)に基づき、伊達市の畑わさびの全ほ場 268 か所のうち、確認シートで出荷用ほ場とされたほ場 6 か所（別添 3 参照）の検体で、平成 29 年 4 月から 5 月にかけて緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。

なお、平成 29 年時点では、畑わさびは、地上部の「花わさび」及び「葉わさび」を収

穫するが、根部（根わさび）は成長しにくく植え替え時に廃棄し、出荷しないため、緊急時環境放射線モニタリング検査は、「花わさび」及び「葉わさび」で実施し、全ての検体が基準値を下回った（別添４参照）。

また、これまで廃棄していた「根わさび」について、加工業者から出荷取扱いの申し出があったことから、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除考え方」（令和６年３月２６日付け原子力災害対策本部公表）の別添１（野菜類・果実類等）の２の（３）に基づき、伊達市の畑わさびのは場のうち「根わさび」の出荷が見込まれるは場６か所（別添５参照）を選定して、令和６年７月に緊急時モニタリング検査を実施した。なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添６参照）。

４ 福島県伊達市における管理計画

（１）出荷対象とする畑わさび

ふくしま未来農業協同組合（以下「当該ＪＡ」という。）、伊達市及び県は、連携し、伊達市内の畑わさびの生産者へ出荷用は場の条件を示し、確認シートを用いては場を確認し、出荷用は場で栽培された畑わさびを出荷対象とする。

なお、畑わさびの全体（葉、花（葉及び花には茎を含む）、根）を出荷対象とする。

（２）は場リストの作成

当該ＪＡは、は場リストを作成し、伊達市及び県と情報を共有する。

（３）出荷者の対策

ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。

イ 県は、生産者に対して生産履歴（栽培管理状況を記録しているものをいう。以下同じ。）及び出荷先の記録・保管を求める。

ウ 当該ＪＡは、生産者の生産履歴を出荷前に確認するほか、出荷容器に当該ＪＡ名及び生産者コードを掲載し、生産物の流通経路並びに加工業者と連携し生産物が使用された製品ロットを追跡できるようにする。

（４）解除後の検査

解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に緊急時モニタリング検査を実施し、検査の

結果を公表する。

(5) 出荷状況の把握

県は、定期的に農産物直売所等を巡回するとともに、加工業者を含めて出荷が適正に行われているか、当該ＪＡを通じて確認する。

(6) 出荷先への情報提供

県は、農産物直売所等並びにＪＡを通して加工業者に対して、県内の畑わさびで出荷制限が引き続き指示されている市町村名や出荷団体等の名称等の情報提供を行うとともに、出荷容器に記載される産地等を確認し、適正に出荷管理を行うよう指導する。

(7) 新たな生産ほ場（生産者）への対応

次の要件を全て満たした場合に、出荷できるものとする（新たな出荷団体等が集出荷を行う場合は、本文中「当該ＪＡ」を「出荷団体等」に読み替えるものとする。）。

ア 当該ＪＡ、伊達市及び県が、連携してほ場を確認し、出荷用ほ場の条件を全て満たしていることを確認シートにより確認していること。

イ ほ場リストに当該ほ場が記載されていること。

ウ 自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認されていること。

(8) 新たな出荷先への対応

新たな出荷団体等が集出荷を行う場合、県は、その出荷団体等に対し、次の事項の徹底を求めるものとする。

ア 出荷容器の産地名を確認すること。

イ 販売先等の記録を保管すること。

5 緊急時モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

緊急時モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、伊達市、当該ＪＡ等に対して、直ちに当該地域の畑わさびの出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。

別紙 新旧対照表

改正後	改正前
(別紙) 1 出荷制限を解除する範囲 国から出荷を差し控えるよう指示（平成 24 年 4 月 16 日出荷制限指示）を受けている福島県伊達市で生産されるわさび（畑において栽培されたものに限る。以下「<u>畑わさび</u>」という。）のうち、県の定める管理計画に基づき管理される<u>畑わさび</u> 2 出荷用の<u>畑わさび</u>を栽培するほ場の条件 出荷用の<u>畑わさび</u>を栽培するほ場（以下「出荷用ほ場」という。）は、以下の条件を全て満たしたほ場とする。 なお、出荷用ほ場は、「<u>畑わさび</u>出荷用ほ場確認シート（別添 1 参照。以下「確認シート」という。）」を用いて条件を全て満たしているかを確認する。 また、ほ場を確認した結果、出荷用ほ場とされたほ場は、「<u>畑わさび</u>出荷用ほ場リスト（別添 2 参照。以下「ほ場リスト」という。）」により、リスト化する。 (1) 他の畑、水田又は農道が隣接しており、耕作地が連続している。 (2) <u>畑わさび</u>が栽培されている範囲が、明確に区別できる。 (3) 生産者が、播種又は植栽した種苗をもとに<u>畑わさび</u>を生産し、栽培指針等に基づき適切な栽培管理（有機物資材の投入又はカリ肥料の施肥含む。）を行い、栽培管理状況を記録していること。 (4) 周辺の樹木の葉から落下する水滴が、<u>畑わさび</u>に直接付着するおそれがないこと。 (5) 果樹園地内では、樹体洗浄等除染作業が完了していること。	(別紙) 1 出荷制限を解除する範囲 国から出荷を差し控えるよう指示（平成 24 年 4 月 16 日出荷制限指示）を受けている福島県伊達市で生産されるわさび（畑において栽培されたものに限る。以下「<u>畑ワサビ</u>」という。）のうち、県の定める管理計画に基づき管理される<u>畑ワサビ</u> 2 出荷用の<u>畑ワサビ</u>を栽培するほ場の条件 出荷用の<u>畑ワサビ</u>を栽培するほ場（以下「出荷用ほ場」という。）は、以下の条件を全て満たしたほ場とする。 なお、出荷用ほ場は、「<u>畑ワサビ</u>出荷用ほ場確認シート（別添 1 参照。以下「確認シート」という。）」を用いて条件を全て満たしているかを確認する。 また、ほ場を確認した結果、出荷用ほ場とされたほ場は、「<u>畑ワサビ</u>出荷用ほ場リスト（別添 2 参照。以下「ほ場リスト」という。）」により、リスト化する。 (1) 他の畑、水田又は農道が隣接しており、耕作地が連続している。 (2) <u>畑ワサビ</u>が栽培されている範囲が、明確に区別できる。 (3) 生産者が、播種又は植栽した種苗をもとに<u>畑ワサビ</u>を生産し、栽培指針等に基づき適切な栽培管理（有機物資材の投入又はカリ肥料の施肥含む。）を行い、栽培管理状況を記録していること。 (4) 周辺の樹木の葉から落下する水滴が、<u>畑ワサビ</u>に直接付着するおそれがないこと。 (5) 果樹園地内では、樹体洗浄等除染作業が完了していること。

改正後	改正前
3 解除申請までの検査 県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 29 年 3 月 24 日付け原子力災害対策本部公表）の別添 1（野菜類・果実類等）の 2 の(3)に基づき、伊達市の<u>畑わさび</u>の全ほ場 268 か所のうち、確認シートで出荷用ほ場とされたほ場 6 か所（別添 3 参照）の検体で、<u>平成 29 年 4 月から 5 月にかけて緊急時環境放射線モニタリング検査を実施した。</u> なお、<u>平成 29 年時点では、畑わさびは、地上部の「花わさび」及び「葉わさび」を収穫するが、根部（根わさび）は成長しにくく植え替え時に廃棄し、出荷しないため、緊急時環境放射線モニタリング検査は、「花わさび」及び「葉わさび」で実施し、全ての検体が基準値を下回った（別添 4 参照）。</u> <u>また、これまで廃棄していた「根わさび」について、加工業者から出荷取扱いの申し出があったことから、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和 6 年 3 月 26 日付け原子力災害対策本部公表）の別添 1（野菜類・果実類等）の 2 の(3)に基づき、伊達市の畑わさびのほ場のうち「根わさび」の出荷が見込まれるほ場 6 か所（別添 5 参照）を選定して、令和 6 年 7 月に緊急時モニタリング検査を実施した。</u> <u>なお、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添 6 参照）。</u>	3 解除申請までの検査 県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成 29 年 3 月 24 日付け原子力災害対策本部公表）の別添 1（野菜類・果実類等）の 2 の(3)に基づき、伊達市の<u>畑ワサビ</u>の全ほ場 268 か所のうち、確認シートで出荷用ほ場とされたほ場 6 か所（別添 3 参照）の検体で<u>緊急時環境放射線モニタリング検査</u>を実施した。 なお、<u>畑ワサビは、地上部の「花ワサビ」及び「葉ワサビ」を収穫するが、根部（根ワサビ）は成長しにくく植え替え時に廃棄し、出荷しないため、緊急時環境放射線モニタリング検査は、「花ワサビ」及び「葉ワサビ」で実施した。</u> <u>また、検査の結果、全ての検体が基準値を下回った（別添 4 参照）。</u>

改正後	改正前
4 福島県伊達市における管理計画 (1) 出荷対象とする<u>畑わさび</u> ふくしま未来農業協同組合（以下「当該ＪＡ」という。）、伊達市及び県は、連携し、伊達市内の<u>畑わさび</u>の生産者へ出荷用ほ場の条件を示し、確認シートを用いてほ場を確認し、出荷用ほ場で栽培された<u>畑わさび</u>を出荷対象とする。 なお、<u>畑わさびの全体（葉、花（葉及び花には茎を含む）、根）</u>を出荷対象とする。 (2) ほ場リストの作成 当該ＪＡは、ほ場リストを作成し、伊達市及び県と情報を共有する。 (3) 出荷者の対策 ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。 <u>（削除）</u> イ 県は、生産者に対して生産履歴（栽培管理状況を記録しているものをいう。以下同じ。）及び出荷先の記録・保管を求める。 ウ 当該ＪＡは、生産者の生産履歴を出荷前に確認するほか、出荷容器に当該ＪＡ名及び生産者コードを掲載し、<u>生産物の流通経路並びに加工業者と連携し生産物が使用された製品ロット</u>を追跡できるようにする。	4 福島県伊達市における管理計画 (1) 出荷対象とする<u>畑ワサビ</u> ふくしま未来農業協同組合（以下「当該ＪＡ」という。）、伊達市及び県は、連携し、伊達市内の<u>畑ワサビ</u>の生産者へ出荷用ほ場の条件を示し、確認シートを用いてほ場を確認し、出荷用ほ場で栽培された<u>畑ワサビ</u>を出荷対象とする。 なお、<u>地上部の「花ワサビ」及び「葉ワサビ」のみを収穫・出荷対象とする。根部（根ワサビ）は収穫・出荷の対象としない。</u> (2) ほ場リストの作成 当該ＪＡは、ほ場リストを作成し、伊達市及び県と情報を共有する。 (3) 出荷者の対策 ア 県は、これまでも出荷者に対して、出荷制限品目の取扱いを文書、チラシ、ホームページ等により周知してきたが、今後とも、市町村等と連携し、各種業務活動を通じて出荷制限品目の取扱いについて周知徹底を図る。 <u>併せて、畑ワサビの根部は、収穫・出荷しないよう、植え替え時にも廃棄するよう、出荷者に対して周知徹底を図る。</u> イ 県は、生産者に対して生産履歴（栽培管理状況を記録しているものをいう。以下同じ。）及び出荷先の記録・保管を求める。 ウ 当該ＪＡは、生産者の生産履歴を出荷前に確認するほか、出荷容器に当該ＪＡ名及び生産者コードを掲載し、<u>生産物の流通経路</u>を追跡できるようにする。

改正後	改正前
(4) 解除後の検査 解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に<u>緊急時モニタリング検査</u>を実施し、検査の結果を公表する。 (5) 出荷状況の把握 県は、<u>定期的に農産物直売所等を巡回するとともに、加工業者を含めて出荷が適正に行われているか、当該 J A を通じて確認</u>する。 (6) 出荷先への情報提供 県は、<u>農産物直売所等並びに J A を通して加工業者に対して、県内の畑わさびで出荷制限が引き続き指示されている市町村名や出荷団体等の名称等の情報提供を行うとともに、出荷容器に記載される産地等を確認し、適正に出荷管理を行うよう指導</u>する。 <u>(5 へ移動・一部修正)</u> (7) 新たな生産ほ場（生産者）への対応 次の要件を全て満たした場合に、出荷できるものとする（新たな出荷団体等が集出荷を行う場合は、本文中「当該 J A」を「出荷団体等」に読み替えるものとする。）。 ア 当該 J A、伊達市及び県が、連携してほ場を確認し、出荷用ほ場の条件を全て満たしていることを確認シートにより確認していること。	(4) 解除後の検査 解除後において出荷が見込まれる場合、県は、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に則して適切に<u>緊急時環境放射線モニタリング検査</u>を実施し、検査の結果を公表する。 (5) 出荷状況の把握 県は、<u>出荷状況を当該 J A を通じて確認するとともに、定期的に、農産物直売所等を巡回し、出荷が適正に行われているかを確認</u>する。 (6) 出荷先への情報提供 県は、<u>農産物直売所等</u>に対して、県内の<u>畑ワサビ</u>で出荷制限が引き続き指示されている市町村名や出荷団体等の名称等の情報提供を行うとともに、出荷容器に記載される産地等を確認し、適正に出荷管理を行うよう指導する。 (7) <u>検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応</u> <u>緊急時環境放射線モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、伊達市、当該 J A、農産物直売所等に対して、直ちに当該地域の畑ワサビの出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。</u> (8) 新たな生産ほ場（生産者）への対応 次の要件を全て満たした場合に、出荷できるものとする（新たな出荷団体等が集出荷を行う場合は、本文中「当該 J A」を「出荷団体等」に読み替えるものとする。）。 ア 当該 J A、伊達市及び県が、連携してほ場を確認し、出荷用ほ場の条件を全て満たしていることを確認シートにより確認していること。

改正後	改正前
イ ほ場リストに当該ほ場が記載されていること。 ウ 自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認されていること。 (8) 新たな出荷先への対応 新たな出荷団体等が集出荷を行う場合、県は、その出荷団体等に対し、次の事項の徹底を求めるものとする。 ア 出荷容器の産地名を確認すること。 イ 販売先等の記録を保管すること。 5 <u>緊急時モニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応</u> <u>緊急時モニタリング検査において基準値を超える検査結果が判明した場合、県は、伊達市、当該ＪＡ等に対して、直ちに当該地域の畑わさびの出荷を自粛するよう要請するなど必要な措置を講じる。</u>	イ ほ場リストに当該ほ場が記載されていること。 ウ 自主検査等において基準値を下回り、安全性が確認されていること。 (9) 新たな出荷先への対応 新たな出荷団体等が集出荷を行う場合、県は、その出荷団体等に対し、次の事項の徹底を求めるものとする。 ア 出荷容器の産地名を確認すること。 イ 販売先等の記録を保管すること。

畑わさび出荷用ほ場確認シート

1 ほ場確認事項

番号	項 目	記入欄
1	確認日	年 月 日
2	ほ場確認者所属・氏名	
3	生産者氏名	
4	生産者連絡先	
5	生産者住所	
6	ほ場住所	伊達市
7	ほ場面積	
8	ほ場所在地緯度経度	北緯3 7 度 分 秒 東経1 4 0 度 分 秒

2 畑わさび出荷用ほ場の条件

下記の条件1～5を全て満たすこと。指摘事項があった場合には、必ず改善すること。

番号	条件	判定 適合「◎」 適合しない「×」	備考
1	他の畑、水田又は農道が隣接しており、耕作地が連続している。		
2	畑わさびが栽培されている範囲が、明確に区別できる。		
3	生産者が播種又は植栽した種苗をもとに畑わさびを生産し、栽培指針等に基づき適切な栽培管理（有機物資材の投入又はカリ肥料の施肥含む。）を行い、栽培管理状況を記録していること。		
4	周辺の樹木の葉から落下する水滴が、畑わさびに直接付着するおそれがないこと。		
5	※果樹と同一ほ場に栽培されているほ場のみ 果樹園地内では、樹体洗浄等除染作業が完了していること。		
参考	自主検査等の結果を以下に記載すること。 (検査結果： 年 月 日) (検査方法： G e 、 N a I) (検査場所：) (結 果： 検出限界値以下 ・ Bq/kg)		

(別添1)

3 作型・被覆

栽培方法	被覆方法	備考欄
☐ トンネル ☐ ベトコン ☐ パイプハウス ☐ 露地	☐ 出荷を早めるため、栽培初期に被覆資材 ☐ 高温期は遮光幕被覆	

4 ほ場見取り図（ほ場内外の周辺状況を記入）

5 ほ場写真

(別添2)

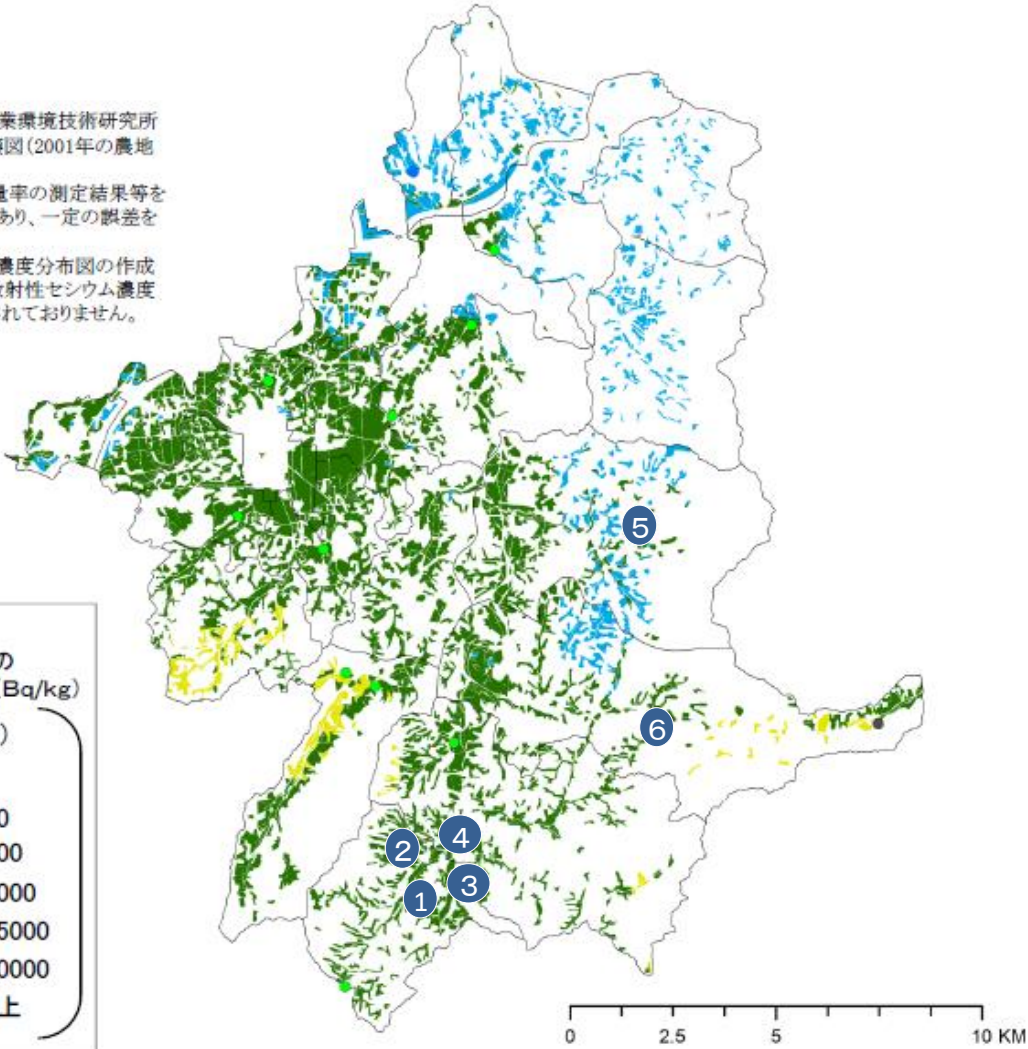
畑わさび出荷用ほ場リスト

[illegible]

(別添3) 葉・花わさびの採取地点位置図

農地土壌の放射性物質濃度分布図(伊達市)

- (注1) 農地の分布は、独立行政法人農業環境技術研究所が2010年に作成・公開した農地土壌図(2001年の農地の分布状況を反映)から作成
- (注2) 推定値は、航空機による空間線量率の測定結果等を参考に試算した推計に基づくものであり、一定の誤差を含んでいます。
- (注3) 平成24年3月公表の放射性物質濃度分布図の作成以後に行われた農地の除染による放射性セシウム濃度の低下については、推定値に反映されておりません。



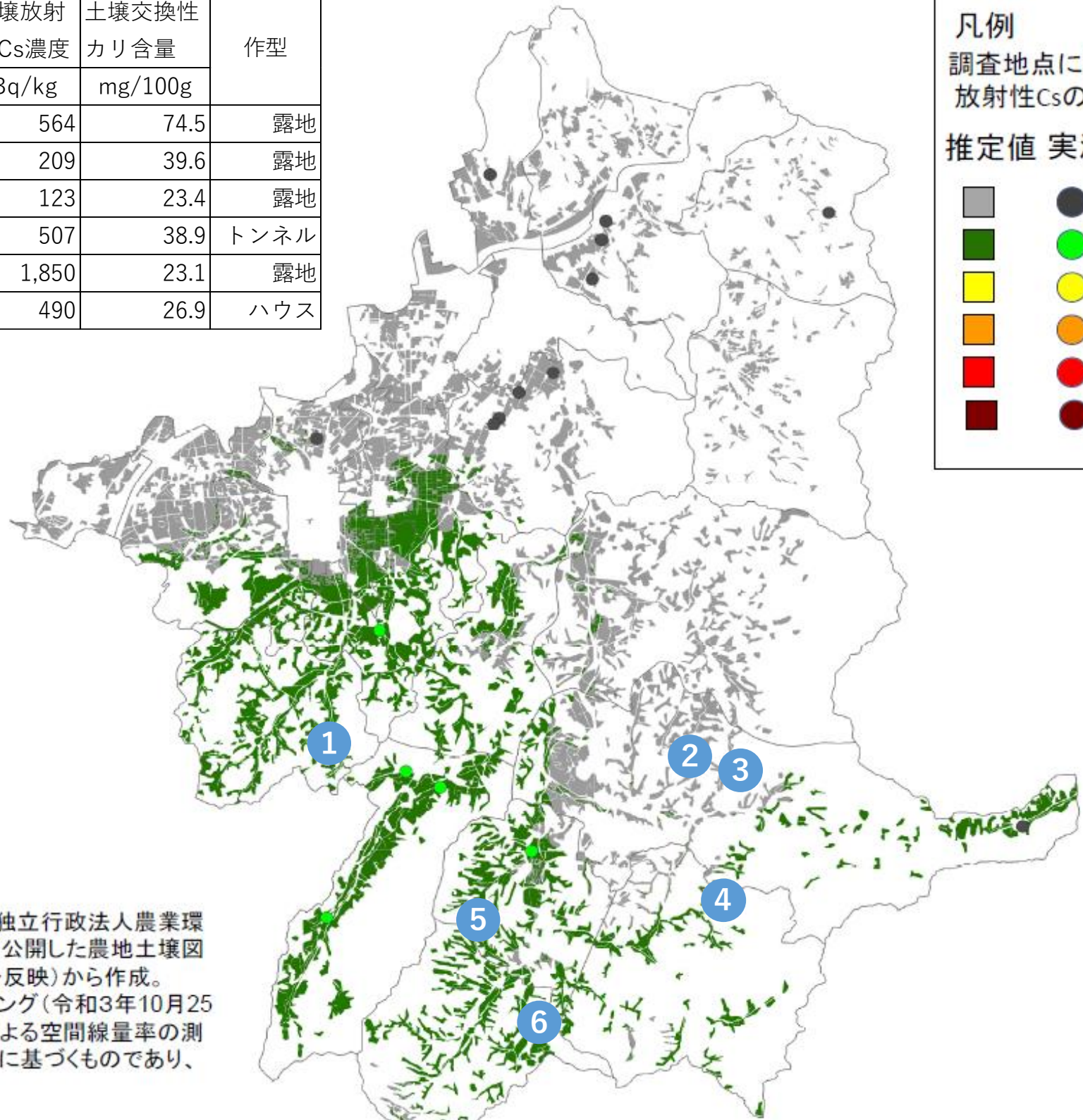
(別添4) 葉・花わさびの検査結果

品目名	番号	H29		H24(基準値超過)の検査結果
		検査日	検査結果 (Bq/kg)	
花わさび	1	H29.4.27	4.8	
	2	H29.4.27	ND(<6.3)	
	3	H29.4.27	ND(<9.4)	
	4-1	H29.4.27	ND(<8)	
	4-2	H29.4.27	ND(<9.8)	
	5	H29.4.27	ND(<7.7)	
	6	H29.4.27	ND(<9.1)	
葉わさび	1	H29.5.18	ND(<10)	
	2	H29.5.18	ND(<12)	
	3	H29.5.18	ND(<13.4)	
	4-1	H29.5.18	ND(<8.6)	
	4-2	H29.5.18	ND(<11.2)	
	5	H29.5.18	ND(<12.6)	
	6	H29.5.18	ND(<9.3)	

(別添5) 根わさびの採取地点位置図

(伊達市 農地土壌の放射性物質濃度推定図)

採取地点	大字	小字	空間線量率 (地上 1 m)	土壌放射 性Cs濃度	土壌交換性 カリ含量	作型
			μSv/h	Bq/kg	mg/100g	
①	保原町	富沢	0.364	564	74.5	露地
②	霊山町	石田	0.212	209	39.6	露地
③	霊山町	石田	0.145	123	23.4	露地
④	月舘町	布川	0.335	507	38.9	トンネル
⑤	月舘町	月舘	0.305	1,850	23.1	露地
⑥	月舘町	下手渡	0.308	490	26.9	ハウス

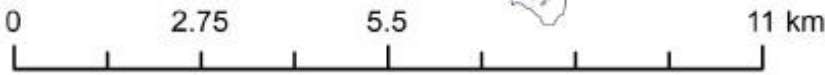


凡例
調査地点における農地土壌中の
放射性Csの濃度(Bq/kg)

推定値 実測値

0-1000	0-1000
1000-5000	1000-5000
5000-10000	5000-10000
10000-25000	10000-25000
25000-50000	25000-50000
50000以上	50000以上

(注1)農地の分布は、2010年に独立行政法人農業環境技術研究所(当時)が作成・公開した農地土壌図(2001年の農地の分布状況を反映)から作成。
(注2)推定値は、航空機モニタリング(令和3年10月25日原子力規制委員会公表)による空間線量率の測定結果を用いて試算した推計に基づくものであり、一定の誤差を含んでいます。



(令和3年10月25日時点に換算して作成)

(別添6) 根わさびの検査結果

		検査日	検査結果(Bq/kg)	
			134Cs	137Cs
畑わさび(根)	1	R6.7.3	検出せず(<5.1)	14
	2	R6.7.3	検出せず(<9.2)	検出せず(<7.5)
	3	R6.7.3	検出せず(<7.9)	10
	4	R6.7.3	検出せず(<9.1)	検出せず(<7.8)
	5	R6.7.3	検出せず(<8.1)	検出せず(<7.2)
	6	R6.7.3	検出せず(<7.7)	検出せず(<8.1)

出荷制限解除に係る根わさび予備確認検査結果

検査日	検査結果 (Bq/kg)		栽培ほ場位置
	134Cs	137Cs	
R4. 10. 5	検出せず (<2.5)	検出せず (<2.2)	月舘町布川
R4. 10. 5	検出せず (<3.6)	検出せず (<3.2)	月舘町布川
R4. 10. 13	検出せず (<4.7)	3.0	月舘町月舘
R4. 10. 13	検出せず (<5.3)	3.7	月舘町布川
R4. 10. 14	検出せず (<3.8)	2.3	月舘町月舘

※本検査は、根わさびの出荷制限解除に向け、放射性C s 濃度を事前確認するために、緊急
時モニタリング検査とは別に、令和4年10月に実施
※福島県県北農林事務所伊達農業普及所による検査

出 荷 団 体 一 覧 表

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目	備考
福島県伊達市 (伊達)	直売所 みらい百彩館「んめ〜べ」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
福島県伊達市 (保原)	直売所 「こらんしょ市場」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
福島県伊達市 (伏黒)	直売所 「あたご」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
福島県伊達市 (霊山)	直売所 「かあちゃん市」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
福島県伊達市 (梁川)	直売所 「たんぽぽ直売会」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
福島県桑折町 (桑折)	直売所 「農産物直売所フレッシュBOX」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
福島県福島市	市場 「福島丸果中央青果株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
福島県いわき市	市場 「株式会社平果」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
千葉県千葉市	市場 「千葉青果株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
東京都江東区	市場 「東京シティ青果株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
東京都大田区	市場 「東京荏原青果株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
東京都新宿区	市場 「東京新宿ベジフル株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
東京都足立区	市場 「東京千住青果株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
神奈川県横浜市	市場 「横浜丸中青果株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
神奈川県川崎市	市場 「東一川崎中央青果株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	葉わさび・ 花わさび
愛知県名古屋市	加工会社 「金印わさび株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	根わさび (契約先)
岩手県釜石市	加工会社 「カネ弥株式会社」 (ふくしま未来農業協同組合系統販売)	伊達市	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	根わさび (出荷先)